

平成22年（2010年）基準

福井県鉱工業指数の基準改定の概要

平成25年12月25日

福井県総合政策部政策統計・情報課

1 改定の趣旨

鉱工業指数については、「指数の基準時は、原則として5年毎に更新することとし、西暦の末尾が0または5の付く年とする。」（昭和56年3月20日統計審議会答申）とされていることから、5年毎に改定を実施しており、今回、福井県の鉱工業指数の基準時を平成22年とするとともに、業種分類の一部変更、ウェイトや採用品目の見直しに加え、季節調整方法について見直しを行った。

2 改定の対象とした指数

平成22年基準に改定する指数は、以下の3系列である。

- ① 生産指数（付加価値額ウェイト）
- ② 生産者出荷指数
- ③ 生産者製品在庫指数

3 改正の主な内容

（1）基準時およびウェイト算定年次の変更

基準時およびウェイト算定年次を現行の平成17年（2005年）から平成22年（2010年）に変更した。指数値は、平成22年の平均を100.0とした比率で示される。

（2）業種分類の変更（資料1）

平成22年基準指数の業種分類は、原則として日本標準産業分類（第12回改定）（平成21年3月統計基準設定）に準拠した。

具体的には、旧「一般機械工業」を「はん用機械工業」、「生産用機械工業」および「業務用機械工業」に分割し、旧「その他の工業（家具・木材・木製品）」は「家具・木材・木製品工業」に名称変更した。

また、旧「精密機械工業」は定義範囲を変更し、名称も「その他の工業」に変更した。

（3）採用品目の見直し（資料2）

業種別に代表性等の観点から品目選定を行い、生産が著しく減少している品目について廃止するなど、採用品目の見直しを行った。

（4）ウェイトの算定（資料3）

業種別のウェイトは、製造工業については工業統計、鉱業については経済センサスー活動調査を基礎データとして、指数の業種分類・概念に

適合するように組み替えを行った上で算定した。

品目別のウェイトは、工業統計のほか生産動態統計調査等により単価・金額等を推計し、業種別のウェイトを採用品目の金額構成比により按分した。

(5) 季節調整法

季節調整法は、米国センサス局の「X-12-ARIMA」を採用した。生産指数および出荷指数は、季節調整に加え、日曜・祝祭日調整およびうるう年調整を行い、在庫指数については季節調整のみを行っている。

3 新基準への切替

平成25年12月25日公表の平成25年10月速報公表分から平成22年基準に切り替えた。

また同時に、平成20年1月以降の平成22年基準指数を公表した。